



## ご利用ください いきいき・元気サポーター制度

市では、すべての市民が住み慣れた地域や家庭において、健康でいきいきとした生活を送ることができるように、近隣住民らによる支えあいのボランティア事業「行田市いきいき・元気サポート制度」を平成22年1月から開始します。

これにより、日常生活において支援が必要な高齢者、障害者などの方に対し、いきいき・元気サポーター（有償ボランティア）として登録された方々による支援として、見守り、家事援助などのサービスを提供します。

- ▶ **支援内容** 見守り、掃除片付け、電球交換、洗濯、調理、ゴミ出し、草取り、書類の作成、買い物支援など
- ▶ **費用** 30分350円（事前に利用券を購入してください）
- ▶ **申込方法** 所定の申請書に必要事項を記入し、行田市社会福祉協議会、または活動団体（NPO法人さくらメイト：秩父鉄道東行田駅前）へ直接提出してください。なお、申請書は、高齢者福祉課、行田市社会福祉協議会、NPO法人さくらメイトに用意してあるほか、市ホームページからダウンロードできます。
- ▶ **その他** 利用に際しては、行田市社会福祉協議会の職員が事前に訪問し、制度およびサービス内容を説明します。また、いきいき・元気サポーターとして活動していただける方も募集しています。
- ▶ **問い合わせ** 行田市社会福祉協議会 ☎557-5400 または 高齢者福祉課高齢福祉担当（内線223・278）

## 高額医療・高額介護合算療養費が支給されます

### 国民健康保険に加入している皆さんへ

国民健康保険の加入世帯が、平成20年4月から平成21年7月31日までに支払った医療保険と介護保険の自己負担額（食費、居住費、差額ベッド代などは対象外）が一定の基準額を超えた場合、基準額を超えた金額が高額医療・高額介護合算療養費として支給されます。

該当する世帯には、平成22年1月上旬に申請書を郵送しますので、平成22年1月29日（金）までに保険年金課へ申請してください。なお、次の方は転居前の市町村や、以前加入していた医療保険の窓口への手続きが必要となります。

平成20年4月から平成21年7月31日までの間に

- ・市町村を越えて転居された方
- ・他の医療保険から移られた方

※後期高齢者医療制度に加入している皆さんについては、同様の制度がありますが、詳細が決まり次第お知らせします。

▶ **問い合わせ** 保険年金課国保担当（内線273）

### 社会保険などに加入している皆さんへ

高額医療・高額介護合算療養費の支給申請をされる方は、「自己負担額証明書」の添付が必要となります。「自己負担額証明書」の申請は高齢者福祉課で受け付けています。

なお、高額医療・高額介護合算療養費の支給申請手続きは、加入している各医療保険組合に問い合わせください。

▶ **「自己負担額証明書」の申請に持参するもの**

- ・印鑑
- ・身分を証明できるもの

▶ **その他** 自己負担額証明書は後日郵送でお届けします。

▶ **問い合わせ** 高齢者福祉課介護保険担当（内線277）

## ご存じですか 障害者控除対象者認定書

所得税および住民税の障害者控除を受けるためには、身体障害、精神障害、知的障害などにより各手帳の交付を受けていることが原則ですが、これらの手帳の交付を受けていなくても、市が発行する「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができます。

この認定書は、申請に基づき、対象者が次のいずれかの状態であると確認できた場合に発行しています。

- ・65歳以上で、身体障害者および知的障

害者などに準ずる状態。

- ・6カ月以上おたきりであり、かつ食事、排せつなどの日常生活に支障のある状態。

▼ **問い合わせ** 高齢者福祉課介護認定担当（内線269） または 福祉課障害福祉担当（内線265）

## 「行田市障害者計画」進行管理 委員会の委員を募集します

市では、「行田市障害者計画」の進行管理を行う機関を設置します。そこで、計画の進行状況を管理確認していただくため、市民の皆さんから委員会の委員を募集します。

▼ **応募資格** 市内に住所を有する満18歳以上の方。ただし、応募日現在、本市付属機関の委員の職にある方、市職員、市議会議員、福祉に関する委員会などの委員経験者は除きます。

▼ **募集人員** 2人

▼ **任期** 平成21年度～平成22年度

▼ **応募方法** 住所、氏名、年齢、電話番号、応募理由（200字以内）を記入した書類（様式自由）を12月21日（必着）までに直接または郵送で提出してください。（〒361-8601 行田市本丸2-5）

▼ **選考方法** 書類選考のうえ決定し、結

果は応募者全員に通知します。

▼ **問い合わせ** 同課障害福祉担当（内線265・266）

## 特定健康診査の受診はお早めに

国民健康保険に加入している65歳から74歳の方がお持ちの、特定健康診査受診券の有効期限は12月31日（休）までです。有効期限が間近となつてからの受診は大変混み合いますので、お早めに予約し受診してください。

▼ **問い合わせ** 保険年金課国保担当（内線271・272・273）